

環循施発第 2010302 号
令和 2 年 10 月 30 日

大阪事業対象地域・豊田事業対象地域
各府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長
（公 印 省 略）

保管事業者の責によらず処分期間内に処分を委託できないこととなる
高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（安定器・汚染物等）の取扱いについて
（通知）

大阪事業対象地域及び豊田事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である安定器・汚染物等（以下「安定器等」という。）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）第 10 条第 1 項に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成 13 年政令第 215 号）第 6 条により、処分期間を令和 3 年 3 月 31 日までと定めており、この期間内に中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）に処分を委託しなければならない。

既に JESCO に搬入荷姿登録をされている安定器等については、保管事業者が処分期間内に JESCO に処分を委託する意向を有していると考えられるが、JESCO に搬入荷姿登録をされている安定器等の量が多く、現在の JESCO 北九州 PCB 処理事業所の処理能力を最大限活用できるよう、令和 3 年度に処分するものを調整する必要性が生じている。

このため、調整の結果として、保管事業者の責によらず JESCO に処分を委託できないこととなる安定器等（以下「搬入対象外安定器等」という。）については、処分期間後（令和 3 年 4 月 1 日以降）に保管していても、PCB 特別措置法第 10 条第 1 項に違反するものではなく、同法第 12 条第 1 項に基づく改善命令及び同法第 13 条第 1 項に基づく代執行の対象とはしないこととすべきである。

各府県・政令市の管内の具体的な搬入対象外安定器等の情報については、JESCO より各府県・政令市に提供するとともに、JESCO より搬入対象外安定器等の保管事業者に対し、各府県・政令市に当該情報を提供した旨を伝達することとする。

各府県・政令市におかれては、保管事業者への指導を行う際には、上記の事項に留意されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

（以上）

高濃度 PCB 廃棄物（安定器・汚染物等）の JESCO 北九州事業所への搬入対象について
（令和2～3年度）

環境省 環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

北九州・大阪・豊田事業地域の高濃度 PCB 安定器・汚染物等について、令和元年度末時点で JESCO に搬入荷姿登録され、未処理のものが約 2,800 トン存在しており（無害化処理認定施設の処理対象を除く。）、令和2～3年度の JESCO 北九州 PCB 事業所の処理能力を上回るため、搬入、処理するものを調整する必要がある。

表. JESCO 北九州 PCB 処理事業所の処理実績と計画（安定器・汚染物等）[単位:トン]

年度	H21～25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
処理量	1,425	671	476	739	725	827	991	1,060	1,414	8,328

（※R1～R3 は令和2年7月時点の計画値）

1. 令和2年度の搬入調整

（1）令和2年度の搬入調整の結果

令和元年7月22日付環循施第1907221号別紙（以下「令和元年7月調整方針」という。）に基づき、同方針策定時計画からの増加分も考慮して、令和2年度の処理対象を調整した結果は以下の通り。

令和元年度末残量	2,916 トン（無害化処理認定施設の処理対象を除く）
令和2年度処理計画量	1,060 トン
①北九州エリア	143 トン
②近畿・東海エリア	917 トン
（②の内訳）	
・ 中小企業、大企業（3トン以下の少量保管事業者）	391 トン
・ 大企業（3トン超の多量保管事業者）	338 トン
・ 行政（国、自治体）	188 トン
令和2年度末残量（予測）	1,856 トン

2. 令和3年度の搬入調整

(1) 令和3年度の搬入調整の方針

令和3年度処理計画量を以下の方針で配分し、令和2年度末残量が配分された処理計画量を超過するものについては、処理可能量の範囲で調整する。

< 1. 登録時点の別 >

- 令和元年度末（令和2年3月末）時点で JESCO に登録（搬入荷姿登録）されているもの：処理可能量の範囲で調整する。
- 令和元年度末（令和2年3月末）時点で JESCO に登録（搬入荷姿登録）されていないもの及び令和2年度（令和2年4月）以降に登録されたものは、当面の間、搬入対象とせず、保管事業者において保管を継続する。

< 2. 種類の別 >

- 安定器：処理可能量の範囲で調整する。
- 小型電気機器（チューブラコンデンサー等以外の VTR で処理可能なもの）：希望通り受け入れる。
- 小型電気機器（チューブラコンデンサー等）、その他の汚染物（金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、コンクリート破片等の不燃物、可燃物との混合物、PCB濃度が10万ppmを超える可燃物）：当面の間、搬入対象とせず、保管事業者において保管を継続する。
- 可燃性の汚染物（汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラ類等で、PCB濃度が10万ppm以下のもの）：無害化処理認定施設の処理対象。

< 3. 地域の別 >

- 北九州事業地域のもの：希望通り受け入れる。
- 大阪事業地域、豊田事業地域のもの：処理可能量の範囲で調整する。

< 4. 保管事業者の別 >

- 中小企業、行政（国、自治体の3トン以下の少量保管事業者）、大企業（3トン以下の少量保管事業者）のもの：希望通り受け入れる。
- 大企業（3トン超の多量保管事業者）のもの：処理可能量の範囲で調整する。
- 行政（国、自治体の3トン超の多量保管事業者）のもの：処理可能量の範囲で調整する。

処理促進策等による処理能力の増加分、上記調整の余分及び今後の検討の進捗等による処理可能量の増加分については、令和2年4月以降に搬入荷姿登録されたものも含めて、北九州事業地域で搬入荷姿登録されたものの処理に優先的に充当し、その余を大阪事業地域、豊田事業地域で搬入荷姿登録されたものの処理に充てる。

(2) 処分期間内に処分できない安定器・汚染物等の取り扱い

令和元年7月22日付の通知を更新し、大阪・豊田事業地域の自治体宛に、同旨の通知を発出する。

具体的には、処分期間内の令和3年3月までに搬入荷姿登録されるものについては、PCB特措法第10条第1項に違反するものではなく、同法第12条第1項に基づく改善命令及び

